

東洋史研究

第十一卷第五・六號 昭和廿七年七月發行

西漢の官僚階級

——官吏の登用法と、官吏の出自について——

江 幡 眞 一 郎

一 は し が き

春秋戰國から秦の統一へという時代は中國の社會の一大變革期であつた。これを國家型態の上からみれば周代の封建制——（以下も同様であるが、文中に私が使用した封建云々の語は中世的フューダリズムという意味の封建ではなく中國史古來の慣用に從つたものである）——が崩壞して郡縣制の中央集權國家が新らしく成立してくる過渡の時代であつた。前者にあつては天子の下に諸侯が各々、その封領を分與され、天子諸侯の下に更に士大夫階級があつて政治に當り此等の社會階級は生れつき、即ち身分として出生と同時に決つておつた。實に彼等の地位も官職も收入も世襲として繼承されたのであつた。然るに後者にあつては國家は多數の郡縣に區劃され、天子の下に直屬する官僚が政治に當り、官僚は士大夫とは異り世襲ではなくいかなる出身、身分の人でも才幹次第で自由に任用された。即ちそこでは飽迄も個人の才能が重んぜられ、それに對して地位職任俸給が與えられた。郡縣の發生と官僚の成立とはその當初から密接な關係があつて、兩者は切り離して考えることが出来ないものであつたから、郡縣制の採用ということは單に行政制度上のことではなく社會的政治

的な大變革で一種の中央集權的官僚制度の成立を實現した。

さて、秦は中國史上に於ける最初のかゝる郡縣制の古代統一國家を成し遂げ、漢は更に之を承けて完成したと言はれる。秦漢の鼎革や漢初の郡國制が或は兩者の間に多少の斷層の存在を思わしめるけれども、それも謂はゞ過渡期的現象であつてやがて武帝に至つて戰國以來理想とした中國古代帝國の確立を見たのである。それは首尾一貫した官僚制度によつて支えられた天子獨裁の中央集權的官僚國家の完成であつた。そして中國に於てはかゝる政治組織が多少の變化があるが後代まで長く行はれたことは十分考慮すべきことである。

本論文は上述せる如き歴史的意義を有する西漢帝國の官僚階級についてその出自、政治思想、及びそれが實際政治の上に於ていかに反映しいかなる結果を將來したか究明せんとするものである。それは又、中國古代帝國の性格の解明に外ならないと信ずる。

二、官吏の登用法と、官吏の出自

漢初、將相その他の高官となつて政治の局に當つたのは高祖に従つて戰功を立てた人々で何れも微賤の出であつた。即ち唯一人張良が六國以來の貴族の出であるのを除いて他は小吏、或は白徒、屠狗者、給喪事者、販繪者、輓車者というような亡命無賴の徒が多かつた(趙翼、廿二史劄記、卷二、漢初布衣將相之局)、かようなことは時勢の一大變局に際會したからであつて封建の世には未だ嘗つてなかつたことだ、と趙翼も慨嘆している。又、秦末の群雄の許に客たりし六國の遺臣游説の士等も天下定まると共にそれ〴〵仕官して樞要の地位についている。^①漢朝の政治支配の組織がかようにして整備構成されるに至つたのは極めて自然の成り行きであらう。

然るに惠文景を経て武帝の世になると此等武力有功の臣は殆ど死に、其の子孫の列侯に封ぜられた者も漸く勢力を失ひ、偶

々二三の丞相等に任ぜられる者があつても多くは娼女として無能無爲であつた。^⑧他面、漢朝は吳楚七國の亂も鎮まり此の頃漸く天子獨裁の中央集權的大統一國家確立の大勢にあつて、諸々の制度も順次整頓擴充されて來ていたのであるから、上は丞相から下は郡縣の小吏に至る迄龐大な官僚を必要とした。それは封建制の士大夫階級に對して今や新しく官僚階級が政治階級として成立し、國家社會に於る重要な地位役割を占めるに至つたことである。私は大體此の頃から社會も安定したので官吏志望者の出身も自ら一定して來たと考へる。

然らば此の新興官僚階級の出自、即ちいかなる人々が官吏となるのか、絶えず官吏を生み出す母胎となつてゐる社會階級は何か、又それと官吏登用法とはいかなる關係にあつたか、時代と共に此等の關係はいかに變化して行つたかを考察してみたい。西漢に於ては官吏の登用は種々な方法によつて行われたが、選舉の法として賢良方正科と孝廉科と博士弟子との三科が最も主として行われたと一般に言われている。

元來、西漢では高祖が匹夫から起り前述の如く布衣の人才の助けによつて天下を一統したのであるから、戰國以來の自由な風習を承けて早くから廣く人材を擧用せんとする主義を採つてゐた。此のことは高祖十一年二月の詔に「今、吾れ天の靈・賢士大吏を以て天下を定めたが其の長久を欲するから、賢士大夫の我れに従ひ遊ぶ者あらば吾れ能く之を尊顯するであらう。天下に布告して朕が意を廣く知らしめよ」と見えることによつても明らかである。此の方針が文帝に至つて各郡國に詔して賢良方正能直言極諫者を擧げて朝廷に送らしめ、之を策試して官を與えることになり、更に武帝の時に至つて孝廉の士をも擧げしめるようになつて其後歷代此れに倣うたのである。^④又武帝が博士弟子五十人を置き、郡國の守相をして民の儀狀端正にして文學を好み長上を敬う者を擧げしめて之に充て、業成つた後に任用したのが爾來定制となつたが、此れも亦右の主義の現れである。^⑤賢良方正科と孝廉科が天下事ある毎に詔して此れを求めており、兩科殊に孝廉科に擧げられた者が多かつたことは列傳に見える所である。唯、ここに注意すべきは二科に擧げられた者の多くは現任官、即ち既に現在官にある者であつて在野の者が

直接に擧げられた例が極めて少いことである。(趙翼、廿二史劄記、卷二、賢良方正茂材直言多舉現任官)

然し乍ら西漢の官吏任用法としては上述の賢良方正、孝廉、博士弟子の三途の外に、此れと全く性質を異にする任子法が盛んに行はれたことは注意しなければならない。而も此の法に依つた者は直ちに郎に補されたが、^⑥此の郎に爲ること即ち郎選に採らるゝことが官吏として出世の登龍門だつた、例えば孝廉科に擧げられた現任官でも擧げられて始めて郎になつてゐる者もあり、^⑦博士弟子でも卒業の後に成績の優良者のみが直ちに郎に補されたが他はそうでなかつた。^⑧勿論、郎のみが榮進の道ではないけれども列傳に見える大半が郎となり、此れを出並街道の出發點としてゐるのである。そこで改めて官吏登用法としての此の郎選について考えてみよう。

王應麟(玉海、第一卷、選舉)によると漢の郎選に次の六途があつた、(一)以父兄任子弟爲郎者、(二)以富貴爲郎者、(三)以獻

策上書爲郎者、(四)以孝著爲郎者(以孝廉爲郎者)、(五)以射策甲科爲郎者、(六)以六郡良家子爲郎者、である。今此の六途について考えてみると(一)から(四)までは早く漢初から行われていた。婁敬が高祖に長安に都せんことを獻策

して郎中となつたのは「以獻策上書爲郎者」の一例で、創業の際かようなことは多かつたであらう。(一)の例としては文帝即位の初め、爰盎が兄の任を以て郎中となつたと見えるが一番早く、父任の例は稍遅れて蘇武が父蘇建の任を以て兄弟並に郎と爲るとあるのが初出であるが、汲黯が景帝の時に父の任を以て太子洗馬となつた記事があるから父の任を以て郎となることも早くからあつたに違いない。「父兄の任」は漢儀注に「吏二千石以上は事を視ること滿三歳にして同産若しくは子一人を任じて郎と爲すを得」と言つてゐる。なお「宗家の任」とゆうのが、酷吏傳の周陽由の條に見える、(史記の索隱は此れに注して、國家と外戚姻屬になるから宗室に比して宗家というの)(二)の「以富貴爲郎者」は所謂算買であつて、如淳は漢儀注に「貲五百萬の者は常侍郎と爲るを得」とあると言つてゐる。(三)の「以賞爲郎」と見え、武帝の時に司馬相如も「以賞爲郎」と見える。^⑨(四)「以孝著爲郎者」は文帝に仕えた馮唐が「以孝著爲郎中署長」とあるのが早く、後の「以學孝廉爲郎者」の始まりであらう。

以上の四途に稍遅れて、後の二途はいづれも武帝の時に新しく開かれたものである。即ち「以射策甲科爲郎者」は言い迄もなく博士弟子員設置の際にかゝり、後段に詳述する。「以六郡良家子爲郎者」とは地理志に「漢興り六郡良家の子は選ばれて羽林、期門に給したが、材力を以て官となり名將多く焉より出づ」と見え、百官公卿表によれば期門、羽林共に武帝によって設置され、期門は「執兵送從を掌る」と言い羽林は「送從を掌り期門に次ぐ」と述べている。上引の地理志の文の前段に天水、安定等の六郡は皆戎狄に迫近していて戰備を修習し射獵を爲す、とあり趙充國、甘延壽の傳には果して「以六郡良家子善騎射、爲羽林」と言い、此れの出身は主として武人として武和宣の三代に功を樹てた。

擬て以上で西漢の官吏登用法の主なるものについて一應解説したが、勿論此れに盡きたわけではなく或は高官の推薦を以て、或は茂材異能、敦朴、賢能、直言、高節、極諫等を以て、或は明經、明法を以て、或は鑒その他の方伎を以て擧げられた者もいるが其の數も少く特殊なものに限られるから取り立てゝ論する迄もないと思ふ。然らば以上のうちで西漢一代を通じて最もよく行はれた登用法はどれかと言えば、失張り賢良方正、孝廉の二科と博士弟子員の科と任子法（父兄の任）の四法であるが榮進の道としては直ちに郎に補される任子法と博士弟子員の甲科が有利な捷徑であり、賢良方正、孝廉の二科は寧ろ現任官の拔擢超遷の法として大きい役割を果したと考えられるのである。但し西漢に於ては郡縣の小吏の任用は郡縣に委ねられていたが、中葉以降これら郡縣の小吏から賢良方正、孝廉などを以て選舉せられ立身している例が多くなっているが、此れについては後に觸れる。

〔註〕

① 六國の遺臣、遊説の士等が秦漢の統一の際、或は出でて仕え或は野に隠れた者のあつたことは、漢の諸侯王傳に彼等を召抱える記事が多く見え、又酈通、伍被、賈山、鄒陽、枚乘等の傳にも見える。吳楚七國の亂には彼等が大きい役割を果しているが、其後漸く

天下の形勢が定まると野に下つた者も多い。

又、高祖が張耳、張敖の客の義を重んずるを賞して十餘人を皆諸侯相郡守に任じ、惠文景の時にその子孫は皆二千石となつた、とあるが如きは漢初の仕官者の事情を物語る一例である（張耳傳、田叔傳）。

② 自申屠嘉死之後、景帝時、開封侯陶青、挑侯劉舍爲丞相、及今上時、柏至侯許昌、平棘侯薛澤、武強侯莊青翟、高陵侯趙周等爲丞相、皆以列侯繼嗣、媿媿廉謹、爲丞相、備員而已、無所能發明、功名有著於當世者。(史記、申屠嘉傳)

③ 文帝紀によると二年冬十一月に賢良方正能直言極諫者を擧げんとを詔し、五月には其の爲に誹謗詬言の罪を除いて言論の自由を保證している。然しうまく行かなかつたらしく十二年三月の詔には、察舉の令に應ずる者が無いのは是れ吏の賢を擧ぐる道が未だ備わっていないからだと言っている。十五年九月に諸侯王公卿郡守に詔して賢良能直言極諫者を擧げしめ、之を親覲している。鼂錯が擧げられたのは此の時で賢良對策の始まりである。以上とも角も人材を求めるに熱心であつたことが察せられる。

④ 孝廉科については其の起原は、文帝の十二年三月の詔に孝悌者や廉吏を求めたのが始まりとも言はれるが、董仲舒の傳によると孝廉を擧ぐるのは彼の發案であると言っている。武帝紀によると元光元年冬十一月に初めて郡國に令して孝廉各一人を擧げさせたと見え、元朔元年冬十一月の詔にも「興廉舉孝」とあるから元來は孝と廉とは各一科であつたのが後に合して一科となつたのである。

⑤ 元來、庶民の中から汎く賢能の人物を採擇して之れに一定の試験を施して官に就かせるといふ考えは、周禮の卿大夫の職に見え、又國邑に學校を立て、民を教化することが儒家の政治の根本をなしており、此れ等が博士弟子員の科を設置した根柢の思想である。(董仲舒傳、武帝紀、儒林傳序)

⑥ 郎は百官公卿表によると郎中令(光祿勳)の屬官で「郎掌守門戶出充車騎、有議郎・中郎・侍郎・郎中・皆無員、多至千人、議郎・中郎秩比六百石、侍郎比四百石、郎中比三百石、中郎有五官、左、右三將、秩皆比二千石、郎中有車・戶・騎三將、秩皆比千石」と見える。實際は榮轉するのを待機している官職である。

⑦ 二三の例を擧げると「以郡吏舉孝廉爲郎、補若盧右丞」(王吉傳)、「爲縣鄉嗇夫、守東州丞、舉孝廉爲郎」(鮑宣傳)、「爲郡文學、以孝廉爲郎」(蓋寬饒傳)

⑧ 「(武帝)爲博士官、置弟子五十人(中略)一歲皆課誦、能通一藝以上、補文學掌故缺、其高第可以爲郎中(中略)平帝時(略)歲課甲科四十人爲郎中乙科(略)丙科(略)」(儒林傳序)

⑨ 董仲舒の太學を興さんとの對策にも「夫長吏多出於郎中・中郎・吏二千石子弟」と言っているが、此の長吏は縣の令長丞尉を指すが、例えば義綰は中郎から上黨郡中令に、何武は郎から鄆令に、王吉は雲陽令に、費直は單父令に、乃信臣は穀陽長に進んでいる。そうして長吏が高官の第一歩であり榮進の門なのである。

⑩ 算訃については漢書に上記の張釋之、司馬相如の二例が見えるのみであるが、前引の董仲舒の對策には「夫長吏多出於郎中・中郎・吏二千石子弟、選郎吏又以富訃、未必賢也」とあるから算訃法は武帝初年に盛んに行はれたことが察せられる。算訃は漢儀注によれば單に郎吏には五百萬の資産ある者も任ぜられるという一つの資格の規定であるが、此れを景帝紀に見える(註⑫參照)官吏採用の資格としての資産十萬乃至四萬の者と比較すれば五十倍乃至百倍以上の大資産者となる。然し武帝晚年には入羊・入粟者が郎に補されるに至つたから、以富訃爲郎と言つたことも恐らく「納訃」に變化したと考えられる。いづれにしても富訃といつたことが郎選の資格として意味を無さなくなつて來たと見え、此の後には例が見えない。

⑪ 馮奉世の傳に「以良家子選爲郎」と言い、彼は上黨郡の人で六郡の人ではない。然らば六郡に限らず廣く良家子が、郎選に入ることゝもあつたと考えられるが他に例がないので明らかでない。たゞ後宮の妻妾の選擇の際に良家子を以て選ばれている例(文帝の竇皇后)があるから、良家の出が重んぜられた證左にはなる。本文では六郡の良家なのであり、武人に限られているから問題は無かる。

なお上引の地理志の文に如淳は注して「醫商賈百工不得豫也」と言っているから良家とは此れ以外の官吏及び農民と解せられる。

今、漢初の武力有功の臣などが没して、漸く新しい官僚階級が形成されて來た武帝の頃から平帝末年に至る西漢一代の官吏について、出自（家柄）・最初の出仕（登用法）・その家族子孫の状態について調べてみる。

西漢の官吏は封建時代のように一定の階級から採用されるのではないから、頗る廣い範圍から任用されている^⑩。但し商人のみが其れから除外せられ官途に就くことを禁ぜられておつた。而して官吏の大多數は名家或は豪族の出か、官吏の子弟であつた。ここに名家と言つたのは大小の差があるが戰國の士大夫の家柄であり、此れらの中の大なるものは豪族であるが、それ程でないものも多かつたと考えられる。豪族は豪姓・豪右・豪宗・大姓・大族・豪桀などと呼ばれ大小様々で、大部分は上記の名家の豪族であつたろうが、中にはそうでない豪桀并兼の家柄もあつたようである。

擬て漢書列傳に春秋戰國の士大夫の末なることが明記してあるもの、及び王先謙が「補注」で考證推定しているものを挙げると次のようである。

河南守吳公（賈誼傳）・憑唐・汲黯・鄭當時・賈山・鄒陽・枚乘・李廣・蘇建・司馬遷・嚴助・車千秋・鄭吉・薛廣德・王吉・韋賢・韓延壽・諸葛豐・憑奉世・孔光・揚雄・延年・尹賞

又西漢では高祖が齊楚の大族五氏を關中に徙してから後、世々「吏二千石・高貴富人及豪桀并兼之家」^⑪を諸陵に徙す政策を行つたが

馮唐・車千秋・田延年・韓延壽・黃霸・平當・鄭崇・憑奉世・原涉

は徙陵の名家豪族の出身であることが明記してあり、

張敞・何並・杜業

は父祖が吏二千石を以て陵邑に徙されたと見え、

朱雲・魏相・尹翁歸・蕭望之

はいかなる種類の徙陵者か明らかでないが、徙陵者の後である。(百官公卿表下にも、列傳に見えない陵邑出身者の氏名が六七人記載されているが今は省略する)

更に列傳には家柄について全く述べていないが仕官以前に可成りの教養と學問を積んでいたことから推して、矢張り相當の名家の出と考えられるものに次の者がある。

韓安國・董仲舒・司馬相如・鄭弘・疏廣・貢禹

なお列傳には貧苦の中にあり乍ら學を好み官吏となつた人々が見えるが、彼等は身分の無い全くの卑賤の庶民とは考えられず、恐らく士大夫の末で零落した者が書を讀み文を作つて志を國家に絶たなかつたものであろう。加藤繁教授は此れを貧士と呼んでおられるが(岩波東洋思潮 支那の社會) 私の言う名家の下なるものである (註①參照)

兒寬・朱買臣・主父偃・蔡義・常惠・陳湯・王尊・匡衡・文翁

が此れに入るであらう。(他にもあるが嚴選して少く採つた)

次には官吏の子弟で官吏となつてゐる者であるが、列傳に父祖が官吏——高位高官から郡縣の小吏迄を廣く含めて——であつたことを記したものは次のようである。

灌夫・張湯・公孫賀・宰慶忌・于定國・張敞・何並・翟方進・谷永・杜業・嚴延年・陳遵・董賢

案外少いようであるが但し次のことが保留されている。(一)こゝには列傳の標目に父子兄弟の名を連ねているものは初めの

一人を採つて他は略した、(二)既に戰國の士大夫の末の名家として指摘したものは除いてあること。即ちこゝでは古い家柄もあるかも知れないが、一應漢代になつてから官吏となつた家の子弟なのである。官吏の子弟で官吏となつた者を全部挙げると極めて多數であり、意味も無いから特に初出者を採つたのである。此れに更に外戚宗室などの關係で官吏となつてゐるものを挙げると次のようである。(外戚となる前の家柄について)
(は必ずしも明らかではない)

竇嬰・田蚡・衛青・霍去病・李廣利・劉屈氂・霍光・劉輔・王商・史丹・傅喜・周陽由・淳于長

以上が漢書列傳によつて西漢の官吏の出自の略々明らかにし得るものを分類考察したのであるが、出身について記述していないものもあるので全體についての詳細な結果ではないけれども、官吏の出自の大體の傾向は察せられるであらう。そこで今「度官吏の登用法の側から此のことを考察してみよう。

先きに官吏の登用法として「父兄の任」による任子法が西漢一代を通じて極めて盛んに行はれたことを述べたが其の數は實に多數に上つてゐる。「以父兄任」と明記してあるものだけでも

爰盎・汲黯・蘇武・張安世・楊惲・陳咸・宰慶忌・王崇・韋玄成・蕭育・憑野王・憑立・史丹・翟義・伏湛

があり、又高官の子弟で「父任」と斷つてなくとも「爲郎」とあるものは父任に相違ないし、郎でなくとも（上述のものは皆、郎となつたものであつたが）「杜延年……以三公子、補軍司空」とあるが如き多數の例も父任であり、（以上二例は餘りに多から一々の氏名は省略する） いづれにしても「父兄の任」によるものが實に多いのである。又「虎賁諸郎皆父死子代」とあるが如きも廣く父任と解してもよからう。

任子の制は官吏優遇の旨趣に出たものであることは言う迄もないが、現在の官吏の子孫をして長く引續いて官吏階級に踏み留まらしめ官吏階級の自己保存を圖ることになり、謂はゞ官吏階級の身分の固定化を結果することとなる。此れは漢初以來の天下の人材を廣く擧用しようとする主義・精神と相反するのみならず、凡庸な子弟が官界を占據することは政治の停滯腐敗を將來すること明らかである。武帝即位の初め、早くも董仲舒は此のことを指摘して、教化の必要を説き太學を興さんことを願う對策の中で「今百姓が苦しんでいるのは皆長吏が不明だからだ。長吏は多くは吏二千石の子弟の郎中・中郎から出ている。又富貴を以て郎吏となつた者もあるが、共に未だ必ずしも賢明な人ばかりとは言えない」と言つてゐる。

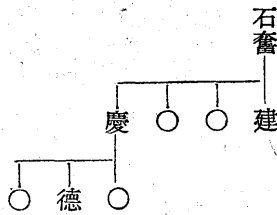
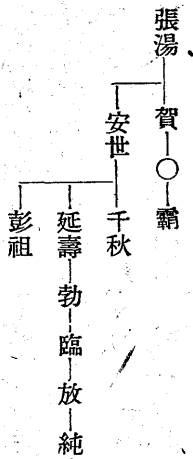
當時任子法が相當に行われたことが察せられる。彼は太學を興して天下の士を養はんことを強調しているが、任子法そのもの

の改變については觸れていない。であるから彼の對策はやがて武帝が或は孝廉科を設け或は博士弟子員を置くに至つた動機となつたが、任子法は其後依然として行われ寧ろ隆盛の一途を辿つた。思うに漢は秦の行き過ぎた法治主義を是正して、精神としては多分に封建的情誼を認めて復活してゐるのであるから任子法も捨て難く、他面廣く人材を擧用せんとする自由主義的個人主義的な選舉の諸科も大に行われるという結果を見たのである。かくて任子法の盛行は、一人顯官に至ると殆ど例外なく子弟・一族ともに官を得て榮達することになり、かゝる例が列傳の到る處に見られる。今その特に甚だしき者を擧げると

石奮（高祖文景に歷任）・司馬安（武帝）・鄭當時（武帝）・張湯（武帝）・杜周（武帝）・金日磾（武帝）・夏侯勝（昭宣）・蕭望之（宣帝）・黃霸（宣帝）・嚴延年（宣帝）・韋賢、韋玄成（宣・元）・馮奉世（元帝）・辛慶忌（成帝）・史丹（成帝）

等があるが、いづれも「宗族至吏二千石者十餘人」或は父子兄弟皆高官にあり「萬石君」などと表現されている。此れ程で無くとも「昆弟咸至大官」「子孫至牧守大官」と記述されている例が頗る多い。而して上例の人々の活躍年代からも明らかな如く任子法は西漢の初めから一代を通じて行はれ、殊にそれが昭宣元以降に於て著るしくなつてゐることは注意すべきである。かゝる任子法の盛行は、其の弊害も亦極めて大なるものがあつたので、宣帝の時に王吉は上疏して「今、俗吏をして其の子弟を任官せしめることが出来るようになつてゐるが、率ね多くは驕驁であつて古今に通ぜず政治に於ては人民に益する所が無い。宜しく選舉により賢を求むべきで、任子令は除くべきだ」と言つてゐる（王吉傳）。

然るに宣帝は彼の意見を「其の言を迂闊として、甚だしくは籠異しなかつた」と見えるから任子令も除かれなかつたのである。宣帝が王吉の言を迂闊とした理由については深く考へるべき問題が潜んでゐるが、後に觸れることにする。なお王吉の上疏に「今、俗吏をして其の子弟を任官せしめることが出来る」とあるから「吏二千石以上は事を視ること滿三歳にして同産若しくは子一人を任じて郎と爲すを得」（漢儀注）という規定が或は吏二千石以上ならずとも流用せられていたと解せられない



ことも無いし、更に臆測を加えれば子弟一人でなく數人を任用したり、視事滿三歲ならずとも當時は濫用されていたのかも知れない。成帝の時、左將軍・光祿大夫たりし史丹が「九男皆丹の任を以て並びに侍中諸曹となり親近左右に在り、史民凡そ四人侯となり卿大夫二千石に至る者十餘人」（史丹傳）と言うから、彼が外戚であつたことを考慮に入れても猶その弊の極に達し、濫用甚しかつたことを示している。それで次の哀帝は即位の初めに先づ詔して（綏和二年六月）、諸侯王以下庶民の奢侈を禁ずると共に任子令を除くことを命じている。然し西漢一代の積年の弊習が此の一片の法令で俄かに容易に改まろうとは思われない上に、既に西漢の命運の盡きんとする時であるから此の詔にどれ程の權威があつたか疑わしい。

最後に任子法盛行の結果として世々相繼いで高官となつた官吏の名門の具體的實例を調べよう。

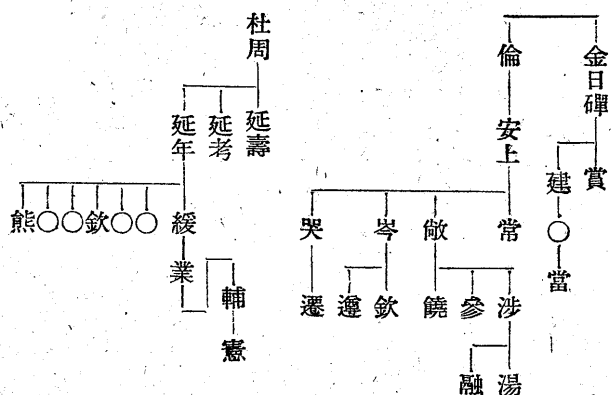
石奮の父は趙の人で趙亡びて河内の溫に徙つたとあるから士大夫の末である。

奮が年十五にして高祖に従軍し、文景に歷任して九卿・諸相となつたが、長子建は武帝に仕えて郎中令となり、少子慶は内史・太僕・齊相・御史大夫より丞相に至り牧丘侯に封ぜられている。その中子德は家を嗣いで太常となつたが法に坐して國を除かれた。奮の時に景帝が「石君及四子皆二千石、人臣尊寵、迺舉集其門、凡號爲萬石君」と言つてゐるから、當時としては稀な例とせられたことは後代と比べて考へべきである。

又慶が丞相の時に諸子孫で二千石の者十三人を出したと言う。

張湯の父は長安丞であつたが、湯は長安の吏から身を起して太中大夫・廷尉・御史大夫となり武帝に用いられて大いに辣腕を振つた。子の賀は夭折したが、掖庭令たりし時に孤幼なりし後の宣帝を保育したので孫の霸は七歳にして散騎中郎將となり爵關内侯、食邑三百戸を賜わつた。安世は昭・宣に仕え

て光祿勳・右將軍・車騎將軍から大司馬に至り、子千秋は中郎將その他となつた。彭祖は賀の養子となつたが霸とは別に陽都侯に封ぜられている。延壽は太守・太僕となり父安世を嗣いで富平侯となり、その子勃・孫の臨・曾孫の放が相繼いだ、放の子純が王莽の時に至り爵を失つたが、建武中に大司空となり武始侯に封ぜられ後漢に榮えている。「安世子孫相繼、自宣元以來、爲侍中中常侍諸曹散騎列校尉者凡十餘人、功臣之世、唯有金氏張氏親近寵貴、比於外戚」と言い、贊にも「漢興以來、侯者百數、保國持寵、未有若富平者也」と稱せられている。



金日磾は匈奴の休屠王の太子で漢に降つた人であるが武帝に信愛せられ車騎將軍に至り、秭侯に封ぜられ霍光の副として少主昭帝に仕えた。二子の賞と建は昭・宣・元に仕え、賞は霍光の娘と結婚し太僕・光祿勳となり子無くして一時絶えたが平の時に建の孫の當が繼いで秭侯となつている。日磾の弟の倫も俱に漢に降つて黃門郎となつたが子の安上は宣帝に仕えて都成侯に封ぜられ建章衛尉に至つている。その四子の常・敞・岑・哭は皆諸曹中郎將或は光祿大夫などになつたが、中でも敞は成帝の時に水衡都尉・衛尉に至り、三子涉・參・饒も哀帝の時それ／＼長信少府・東海太守・越騎校尉となり、涉の二子湯・融も諸曹將大夫に至つてゐる。欽・遷も俱に哀・平に仕えたが欽は京兆尹、光祿大夫等となり都成侯に封ぜられ、秭侯當と並んでいる。欽の弟遵は王莽に用いられて九卿に至つた。

杜周は南陽杜衍の人で、張湯に用いられた廷尉史となつてから廷尉・執金吾・御史大夫となつて武帝の治世に活躍した。時に延壽・延考の二子は河を夾んでそれ

河南河内の太守となつたが、末弟延年は昭宣の時に太僕・御史大夫に至つた。延年の子緩は太守・太常となつたが、緩の六弟は五人大官に至り少弟の熊は五郡の太守三州の牧刺史を歴任した。中弟の欽は大官にはならなかつたが王鳳に用いられ「當世善政、多出於欽」と言はれ、欽の子及び昆弟支屬にして二千石に至る者十人と見える。緩の子業は家を嗣いで侯となり成帝及び哀帝の時太常となり、孫に至つて絶えている。

韋賢 方山—安世

弘 賞
舜
玄成—寬—育—沈

に大司馬車騎將軍となつた。宗族の吏二千石の者十餘人を出したと述べ、賢より傳國、玄孫に至つて絶えている。

夏侯勝—兼—堯—蕃
賞—定國
建—千秋

傳となり、その子千秋も亦少府太子少傅となつた。

孺 福
張敞—武—紹—竦

張敞はもと河東平陽の人であるが祖父の孺は上谷太守となり茂陵に徙つてゐる。父の福は武帝に仕えて光祿大夫に至つたが、敞は宣帝に仕え太守・刺史・京兆尹などとして能腕を振つた。弟の武も梁相となり能吏の名を得た。敞の三子は官皆都尉に至り、孫の竦

夏侯氏は魯の人で經學の家柄であるが勝は夏侯始昌の族子で、徵されて博士光祿大夫となり宣帝の時太子太傅となつてゐる。子兼は左曹太中大夫となり、孫堯は大司農・大鴻臚に至り、曾孫蕃は都守州牧・長樂少府となつた。勝の同産の弟の子賞は梁内史となり、その子定國は豫章の太守となつてゐる。勝の従父の子建も議郎博士・太子少

は王莽の時に郡守となり侯に封ぜられたが子無く、紹は王莽の兵の爲に敗死したので、徹の孫に至つて絶えたと云ふ。

黄霸——賞——輔——忠

黄霸は豪族の家の出で武帝末年に入錢入穀して官を得て宣帝の時に刺史・太守・御史大夫から丞相に至り建成侯に封ぜられた循吏で、其の後、代々相繼いだが孫輔は哀帝の時に衛尉に至り、王莽の時に絶えているが、子孫吏二千石となる者五六人と記している。

以上は特に著しい例であるが李廣(武帝の時)・丙吉(宣帝の時)・蕭望之(宣帝の時)・馮奉世(元帝の時)・辛慶忌(成帝の時)・薛宣(成帝の時)などの家も世々相繼いで高官を出している。かように一人高官に至ると數代に亘つて高官を多く出す傾向が西漢、殊に昭宣元以降に多くなつてゐることは任子法と關連して門閥豪族形成の方向と考えられる。先に宣帝が、王吉の任子法廢止の上疏を迂闊として却けたのは、實にかゝる時代の大勢を認容した立場からであつて王吉は此の大勢をも否定して拔本的改革を考えたのである。

次ぎに任子法と共に盛んに行はれた官吏登用法として、國立の官吏養成所とも言うべき博士弟子員の科について調べてみる。此の科の設置も亦先に述べたように賢良方正、孝廉の二科と同じく廣く天下の賢才を擧用しようとする主義から出たもので、武帝の時に丞相公孫弘の上奏によつて行われた^⑨。其の内容については儒林傳の序に詳しいが「博士官の爲に弟子五十人を置く。弟子は賦役を免除せられる。太常は民の年十八以上で儀狀端正なる者を擇んで博士弟子に補することとする。郡國に於て文學を好み長上を敬い政教を肅し郷里に順い出入悖らずとの評判の聞える者あつたならば、令相長丞は此れを所屬の長官(二千石)に上言し、長官はその可なる者を選んで計偕と與に京師に至り太常に詣らしめ、業を受くこと(家塾の)弟子の如くし、一歳にして皆試課する。能く一藝以上に通ずる者は文學掌故の缺に補し、其の高第にして以て郎中と爲すべき者があつたなら太常は籍奏する。即ち秀才異等の者あらば其の名を上聞し、學を事とせず若しくは下材で一藝に通ずること不能の者は之を罷めしめる」と言うのである。而して文學掌故は更に内史大行卒史或は郡卒史に補せられるのである。儒林傳序は更に續け

て「昭帝の時に博士弟子員を滿百人に増し、宣帝末年には之を更に二倍に増した。元帝は更に弟子員を千人とし、郡國には五經百石卒史を置いた。成帝末年には弟子員を三千人に増したが歳餘にして故に復した。常帝の時に王莽が政を秉り、元士の子を増して業を受けるを得ること常員の弟子の如くし、それは員外とした。そして一歲試課し、甲科四十人を郎中に、乙科二十人を太子舍人に、丙科四十人を文學掌故に補した」と述べている。儒學興隆の時代の趨勢に伴つて博士弟子員の科がいかに擴張隆盛に赴いたか察することが出来る。そこで此の博士弟子員の出身者の官界進出の狀況について調べてみる、

今、武帝末年から昭宣以降の官吏の最初の任官、初任用の際について見ると父兄の任（任子法）によるものゝ外に郡縣の吏から身を起したものが著しく増加していることと、「以射策甲科、爲郎」が官界への振り出しで然も高官に至つてゐる者が輩出していることが大きい現象として目につく。これは當然、前掲儒林傳序に見えたる博士弟子員の科の隆盛・儒學の興隆と關連して解釋されねばなるまい。便宜上、射策甲科から考えてみる。

射策とは、儒林傳贊に「武帝立五經博士、開弟子員設科射策、勸以官祿」と言い、師古は蕭望之傳の注に「射策とは難問疑義をつくり之を策に書し、其の大小を量つて署して甲乙の科となし列べし之を置くのであるが問題は彰顯せしめない。射策者は其の取る所に隨つて之を釋き以て優劣を知るを謂ふのである。之を射と言ふのは投射するからだ。對策は政事經義について顯問し、各人をして之に對えしめ其文辭を觀て高下を定めるのである」と述べている。又、鼂錯傳の索隱所引の漢舊儀に「太常博士弟子試射策、中甲科補郎中、乙科補掌故也」と見える。思うに武帝の時に「一歲にして皆試課し、能く一藝以上に通ずる者は文學掌故の缺に補し、其の高第は以て郎中と爲すべし」と見えるのが、漢舊儀の「甲科に中れば郎中に補し、乙科は掌故に補す」ということに明確化せられ、更に平帝の時に王莽により「歲課甲科四十人爲郎中、乙科二十人爲太子舍人、丙科四十人補文學掌故」という分化した規定に進展したと解せられる。次ぎに射策者の資格であるが、上來述べた所からして博士弟子員であることは言う迄も無いが、列傳に見える射策甲科者の記述には博士弟子員の出とは明記の無い可成りの年齢の相當の學

者が多いから射策者は弟子員に限られていたか否か疑問の餘地がある。然し蕭望之や翟方進の傳によると、以前に太常に詣り業を受けているか或は博士について學んだと見えるから、矢張り射策者は博士弟子員の出身と解してよいのではないが。

※ 扱て漢書列傳によると射策甲科者は（※印は博士受業と明記してあるもの）

蕭望之、匡衡、馬宮、翟方進、何歩、王嘉、召信臣

があり、射策乙科は房鳳が「乙科を以て太史掌故となる」とあるのが唯一の例である。但し兒寛が郡國の選を以て博士に詣り孔安國に業を受け、射策を以て掌故となる」とあるものも乙科と解せられるが、以上の外には見當らない。弟子員の數が後になる程増加しているのであるから乙科の出身者の例も相當あつて然るべきであるのに皆無に近いのは一考を要する。

次ぎに然らば「博士弟子と爲る」「博士に詣り受業」とある者を擧げると

蕭望之・何武・兒寛・終軍・息夫躬・伏湛

（後漢書）

があるが矢張り多いとは言えない。要するに上述の射策甲科乙科者及び博士弟子者の全部を合せても國立の官吏養成所として昭帝の時に百人、宣帝末年に二百人、元帝の時は千人に増加された博士弟子員の出身者に比して少な過ぎると言はねばならない。勿論、歲課甲乙丙三科で百人足らずの合格は相當の嚴選ではあるけれども、それだけに名譽でもあり官界に於ける其後の昇進を保證もされているのであるからもつと多くあつてもよいと思われるのである。その點、射策甲科を以て郎となつた者が大官に至つている例が可成りあるのは良いとして、乙科若しくは丙科の合格者は一體どうなつたのであらうか。此れに對して多小解決の鍵となるように思われるのは弟子員設置の際に「一歲皆試課して能く一藝以上に通ずる者は文學掌故の缺に補し……文學掌故を郡屬に補す」と言つていることや、元帝の時に郡國に五經百石卒史を置いたことと、毎年の弟子員の修業者は試課に合格しなければ恐らく歸郷して郡縣の吏となるのが一般の狀態でなかつたかと考えられることである。漢代に於ては郡縣の少吏は原則として本郡本縣の人から採用されたのであるから、甲科の郎選に入らざる限りは彼等は郷里に歸つて任用される

より外に途が無かつた譯である。かように考え得るならば昭宣以降に郡縣の吏から身を起して高官に至っている者が甚だ多くなつて來ている現象が少し説明されるのではないか。今、昭宣以降郡縣の吏から立身した者を擧げると――

王訴・陳萬年・梅福・雋不疑・王吉・龔勝・鮑宣・魏相・丙吉・趙廣漢・韓延壽・張敞・蓋寬饒・諸葛豐・鄭崇・孫寶・何並・張禹・翟公(翟方進の父)・朱邑・趙禹・咸宣・嚴延年・尹賞・焦延壽(京房傳)

の多數に上つてゐる。彼等の多くは「少好學明經」と言ひ、郡文學になつてゐる者が極めて多い。即ち彼等の中には地方で勉強した者もあらうが、又乙科丙科の合格者或は博士弟子の修業者もあつたのではないか。列傳が乙科丙科の出身或は博士に詣り受業の旨を記載していないのは、射策甲科ほど名譽なことでないから各人がそれについて語らなかつたからではないか。此れはもとより推測に過ぎないが、列傳に博士弟子員の乙科丙科の出身者が皆無であることの解釋として許されてよいと思う。

そうでないとあれ程盛大になつた博士弟子員の出身者が全く活躍していないとゆう結果になる。若し私の此の解釋が許されるならば茲に始めて甲科・乙科・丙科の各出身者が官界に於て夫々いかなる地位を與えられ、いかなる活動をしたか、略々考えられることになる。然し若し博士弟子員の盛大ということ或は乙科丙科の合格者の動靜ということを考慮しないことにして私の假説を取消して、文字通り昭宣以降に郡縣の吏から經學を以て立身して大官に至つた者が多かつたとしても、儒學の興隆に伴ひ經學を以て出世するという時代の趨勢が察せられるのであつて、たゞそうすると博士弟子員の存在が弱くなる。いづれにしても最後に考慮すべき問題は、彼等の出自と選舉法の關係である。

そこで射策甲科者以下郡縣の吏から立身した者の出自について調べると

韓延壽・王吉・諸葛豐・尹賞(以上は戰國の士大夫の末)

韓延壽・鄭崇・何並・蕭望之・張敞・魏相(名家豪族)

兒寬・匡衡・文翁(貧士)

張敞・何並・翟友進・嚴延年・伏湛(官吏の子弟)

ということになり、又「少學長安」(梅福)、「至長安學」(張禹)或は「少時學明經」と言つた形容のある者が多いが此れも矢張り名家・豪族か貧士と想像されるが、今は初めの論述に従い一應保留して上の分類には入れなかつた。

上の出自から判斷されることは、昭宣以降太平の世になると、戰國の士大夫の末である名家或は貧士で愈々學問を以て官吏となる者が多くなり、豪族或は官吏の子弟も官吏となる者が多いということである。こゝに當時に於ける官吏の出自・官吏階級の母胎を最もよく見得る。郡縣の少吏の採用は郡縣に委ねられていたのであるし、又博士弟子員には郡國の守相をして民の儀狀端正にして文學を好み長上を敬う者を推舉せしめたのであるから、いづれも當然學問ある者ということになり自ら豪族や官吏の子弟或は貧士の子弟が選ばれることになる。此のことは、その殆どが「以明經爲郡文學」ときまり文句で表現せられていることに、昭宣以降の社會のかゝる身分階級の固定化を端的に示していると思われる。なお西漢では官と吏、即ち品秩ある役人である官と、然らざる下級の吏との間には後世のような身分的階級的差別が無く、先づ吏となり後に官に進むのが普通であつて、そこに西漢の官界の長所があつたが、此のことは別の機會に譲る。

以上私は西漢の官吏登用法と官吏の出自について、西漢に於て最もよく行はれ且つ重要な意義を持つたと思はれる任子法と博士弟子員の科を主として考察してみた。

官吏は漢初は「將相公卿皆軍吏」と言い、又中央地方の一般の吏僚も多くは六國・秦に仕えたそれを用いて組織した。然るに武帝の頃になると功臣とその子も多く没し、一方漢帝國の基礎定まり政治機構も整備されて來たから多數の官吏を必要とし社會の安定と共にこゝに自ら官僚階級とそれを産み出す母胎となる社會層が自ら定まつて來たと思われる。即ち官吏となるものは多くは官吏の子弟か、在野の豪族・貧士の出であつた。而も戰國の士大夫階級の末の家柄の者が可成り多いことは注目すべき社會現象と思われる。

此れを更に官吏登用法との關連に於て今少しく詳しく考えてみると、西漢一代を通じて盛に行はれた任子法は父兄の餘蔭により直ちに郎に補される非常な特典であり、爲に一人顯官に至ると一族悉く榮進し從つて永く榮えると言う家も可成り多かつた。殊に此の傾向が後になる程強くなり官吏の名門が生じつゝあつた。然し他面西漢では既に封建的な固定した身分の觀念は殆ど無く、官を得れば官吏階級の人であるが官を罷めれば庶人^{（庶民）}を以て目される。それ故世々官吏の家であつても凡庸の子孫が出れば庶人になつて了う。又西漢では武帝以後天子獨裁が強まると共に高官でも違法あれば罪に坐して庶人に下される者が極めて多かつたから、必ずしも高官の子孫が悉く官吏となつて官吏階級の身分の固定化が甚だしかつた譯ではない。次ぎに博士弟子員の科はその點は任子法と根本的に性格を異にし、廣く天下の人材を選擧して官吏に登用しようとするものであつた。然し弟子員の推擧や地方の小吏の任用が郡縣に委ねられており、學問ある者とゆうことになると此れに選ばれる者は自ら定まつて來た。それは地方の豪族と貧士、或は任子法の恩典に與らざる地方の小吏の子弟であつたが、大局から見れば此の科の設置の趣旨を十分に果しておつた。昭宣以降、明經明法を以て郡縣の小吏となつて立身する者が著しく多くなり、又射策甲科を以て大官に至つてゐる者が目立つことは此れを證明する。然もその中には傳統的な知識階級として戰國以來の命脈を維持して來た士大夫階級の末が、儒學興隆の機運に乘じ昇平と共に身を起して來てゐることが見られる。匡衡は家貧しく庸作していたが射策甲科に中れる貧士の一例であり、楊雄の家は由緒ある名家であるが蜀に隠れて世に農桑を以て業としていたと言うが如きである。

今、上述し來たつた所を武帝以降の歴代の丞相の出自について檢してみると、左表の如くである。即ち武帝の時の丞相十二人のうち外戚三人・功臣の子五人・名家豪族の出三人・出自不明^{（但し儒學者）}一人であり、昭帝の時の丞相三人は貧士・郡縣吏出自不明の各一人であり、宣帝の時の丞相五人は名家、豪族の出三人と郡縣吏から身を起した者二人であり、元帝の時の丞相二人は名家、豪族と貧士の出であり共に儒學に深く、成帝の時の五人は外戚一人・名家一人・郡縣の吏三人であるが、そのうち

武帝
十二人

外戚(3) (寶嬰・田蚡) 功臣の子(5) (許昌・薛澤・石慶・嚴青翟・公孫賀)

名家豪族(3) (李蔡・趙周・田千秋) 不明(1) (公孫弘)

昭帝
三人

貧士(1) (蔡義) 郡縣吏(1) (王詠) 不明(1) (楊敞)

宣帝
五人

名家豪族(3) (魏相・韋賢・黃霸) 郡縣吏(2) (丙吉・于定國)

元帝
二人

名家豪族(1) (韋玄成) 貧士(1) (※匡衡)

成帝
五人

外戚(1) (王商) 名家豪族(1) (孔光) 郡縣吏(3) (張禹・薛宣・※翟方進)

哀帝
四人

名家豪族(1) (平當) 郡縣吏(1) (朱博) 不明(2) (※王嘉・※馬宮)

平帝
三人

外戚(2) (王莽・王舜) 名家豪族(1) (平晏)

〔註〕 ※印射策甲科者 ○印博士

なお此の人数には再度丞相となつた者は初回の時にのみ計上し二度目は省いた。

に博士二人射策甲科者一人 (博士でも) の三人の儒學者を含んでゐる。哀帝の時の四人は豪族一人・郡縣吏一人・不明二人であるが博士一人・射策甲科者二人 (出自不明) の者二人を含んでおり、平帝の時の三人は外戚二人・豪族一人と言うことになる。即ち(1)西漢一代を通じて名家豪族の出が常出ていること (2)昭宣以降郡縣の吏から出世している者が多くあること (3)元帝以降に於ては儒者 (博士及び射策甲科者) が可成りあること (4)成帝以降に於ては外戚や名家豪族の出が半数以上になること、が目立つてゐる。此れを更に西漢一代の三公九卿について百官公卿表下により割合氏名の明らかな武帝 (元狩元年)・昭帝 (元平元年)・宣帝 (神爵四年)・元帝 (永光二年)・成帝 (綏和元年)・哀帝 (元壽元年) を斷面的に取り出して其の出自を調べてみたが此の場合

には世々に高官を出している官吏の名門封侯の家の出が可成り多くを占める爲に明確ではないが、矢張り略々丞相の出自について得たと同じことが言える。

此れを要するに西漢に於ては官吏は官吏の子弟か豪族・貧士の出であつた。封建的情誼を含む任子法は官吏階級の身分を保證し固定化する傾向を多分に持つていたが、なお官吏も庶人に還元することが極めて多かつた。反面、庶人たる豪族・貧士、或は此等庶人に下つた官吏の子孫も地方の小吏に任用され又は博士弟子員に選舉されて官吏となつて立身する機會に恵まれておつた。つまり性格を異にする任子法と博士弟子員その他の選舉が比較的公平順調に行はれ、前者の弊を後者が補つたものの結果、官吏階級とその母胎たる豪族、貧士階級の新陳代謝の循環運動が適度に營まれ、それが西漢の官吏階級を常に清新に保たしめ西漢の官僚政治をして後世に比して甚だしくは腐敗墮落せしめなかつたのである。昭宣の吏治が最も振つたと稱せられるのも既に見た如き當時の官吏の出自や、選舉法が良く行はれたことに基く。然るに其後、漸く身分階級の固定化の傾向が見られ、殊にそれは儒學が吏となる必須の條件となることによつて著しくなつた。そこに後漢の豪族政治への萌芽を見ると共に漢代以後中國に於て官吏地主階級と然らざる農民階級との身分の固定化分化の淵源を見るのである。

(附記) 列傳には出自や、豪族貧士の區別など明らかでない者があるので、上述の分類その他に多少の異義もあるかと思はるが、疑はしい者は探らず確率を考えて慎重にしたから、結果としては略々正確に近いと信じている。(昭和一八年七月稿、同二六年一二月補)

[註]

⑫景帝紀、後二年五月の詔に「今訃算十以上乃得官、廉士算不必衆、有市籍不得官、無訃又不得官、朕甚愍之、訃算四得官、亡令廉士久失職貪夫長利」と見えるから官吏となるには財産上に一定の資格があつたのである。訃算とは服虔の注によれば「訃萬錢、算百二十七也」とあり、應劭は「十算十萬也」と言つてゐる。即ち官吏採用の資格として財産税十算以上を納める十萬の訃産ある者に限られてい

たのが、四萬の訃産まで制限を緩くしたのである。漢代には十萬錢(十金)が中人一家之産と考えられてゐるから四萬と言えば隨分貧窮の家といふことになるが、「廉士算不必衆、無訃又不得官、朕甚愍之」とあるから四萬にしたのであらう(宇都宮清吉、「漢代に於ける家と豪族」史林二十四ノ二の註(二四))

⑬孝惠高后時、爲天下初定、復弛商賈之律、然市井子孫亦不得爲官吏、(食貨志下)

※孝文皇帝時、貴廉潔、賤貪汙、賈人、贅壻、及吏坐、賊者、皆禁錮、不得爲吏、(貢禹傳)

※景帝紀、後二年五月「詔曰、……有市籍、不得官、」(註⑫參照)

※綏和二年六月「詔曰、……賈人、皆不得名田爲吏、」(哀帝紀)

以上の如く商人は官吏となることを禁ぜられていたが事實は商人の出身で官吏となる例が珍らしくなかつた。

※除故鹽鐵家富者爲吏、吏益多、賈人矣、(食貨志下)

⑭漢書、地理志下、秦地の條。同、高帝紀。同書敬傳。

⑮以上の出自の分類例は、卜式(以田畜爲事)、金日磾(本匈奴休屠王太子也)、趙充國、甘延壽(以六郡良家子、爲羽林)などの二三の特殊なものを除いて出自の明らかな者及び推定可能な者は全部擧げたつもりである。なお興味あることは出自についての記述を欠く者の列傳の叙述は殆んどが郡縣の小夫と爲つたことから書き初められていることである。此のことについては後に論ずる。

⑯荀綽、晉百官表注、虎賁諸郎皆父死子代、漢制也。

⑰皆長吏不明、使至於此也、夫長吏多出於郎中、中郎吏、二千石子弟、選郎吏又以富貴、未必賢(董仲舒傳)

⑱漢書、董仲舒傳參照。

⑲元朔五年、丞相弘、請爲博士置弟子員、學者益廣(武帝紀)。並びに儒林傳の序、及び董仲舒傳參照。

⑳此の師古の注では射策者には甲乙の科の區別も隠しておくようである。例えば匡衡の傳に「衡射策甲科、以不應令、除爲太常掌故」とあるを師古は注して「投射得甲科之策。而所對文指不應令條也、儒林傳說歲課甲科爲郎中、乙科……丙科……、今不應令、是不中甲科之

令、所以止爲掌故」とし、投射して甲科の策を得たと述べているからである。然し射策者に甲乙の科の選擇も許さないと不合理に過ぎるから矢張りそれは許されたと解すべきであろう。要するに師古の射策の注はやゝ不明確である。

㉑なお循吏傳の文翁の傳に彼が蜀郡の太守となり「選郡縣小吏開敏有材者張叔等十餘人……遣詣京師受業博士」と見えるが、此れは景帝の時であるからかゝることが武帝以前から行われていたことを知る。又儒林傳の王式の傳にも「唐生褚生應博士弟子選詣博士」とある。以上が博士弟子に關する記述の全部である。

㉒濱口重國、漢代に於ける地方官の任用と本籍地との關係(歷史學研究、第百一號)

THE BUREAUCRACY OF WESTERN HAN (西漢)

By Shin-ichiro Ebata

One of the most important changes, social and political, in the history of ancient China was the birth of a centralized state with the provinces and prefectures under its full control (the chün-hsien system), which had replaced the feudalism (the fêngchien system) of the Chou dynasty. It was in the reign of Emperor Wu-ti that the chün-hsien system became a firmly established institution. In view of the fact that this system of centralized despotic government with the bureaucracy as its backbone became a pattern for the succeeding dynasties, this change deserves the historian's close examination. The present article deals with the nature and the political significance of the bureaucracy of Western Han. According to the author's view the two different ways of selecting and appointing the government officials, i. e., jên-tzu (任子) and hsüan-chü (選舉), were antipodal, but complementary, making it possible to keep the class of big clans vigorous by recruiting from among the lower literati. It was in the reign of Emperors Chao-ti and Hsüan-ti that this dual system of appointing the government officials was most effective and fruitful. As time elapsed, however, the high government officials turned into a privileged class with a definite social status, thus paving way to the control of government by the powerful clans in the Eastern Han period. Here may be sought the origin of the social stratification into the landlord-bureaucracy on the one hand and the peasant class on the other in post-Han ages.